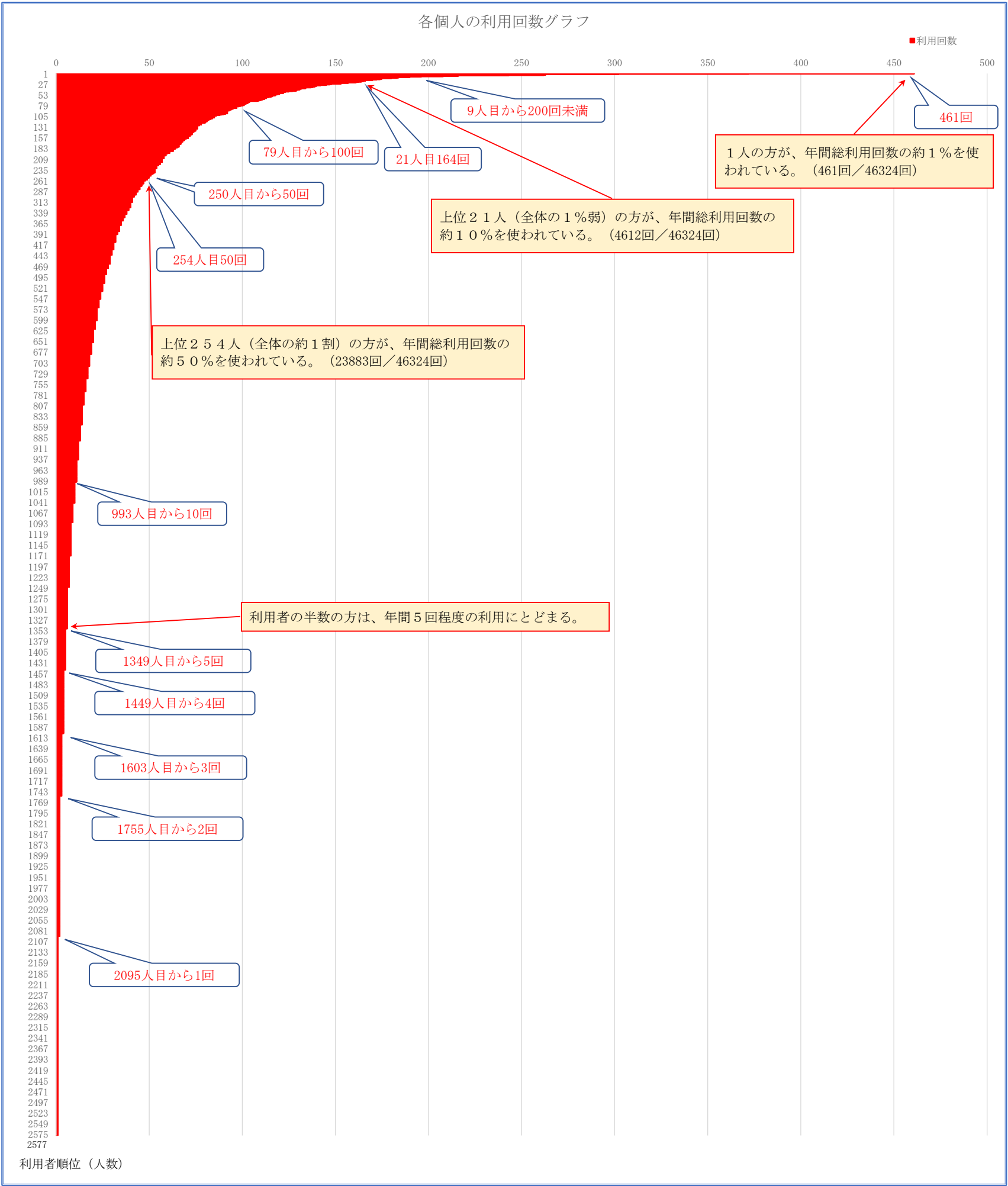
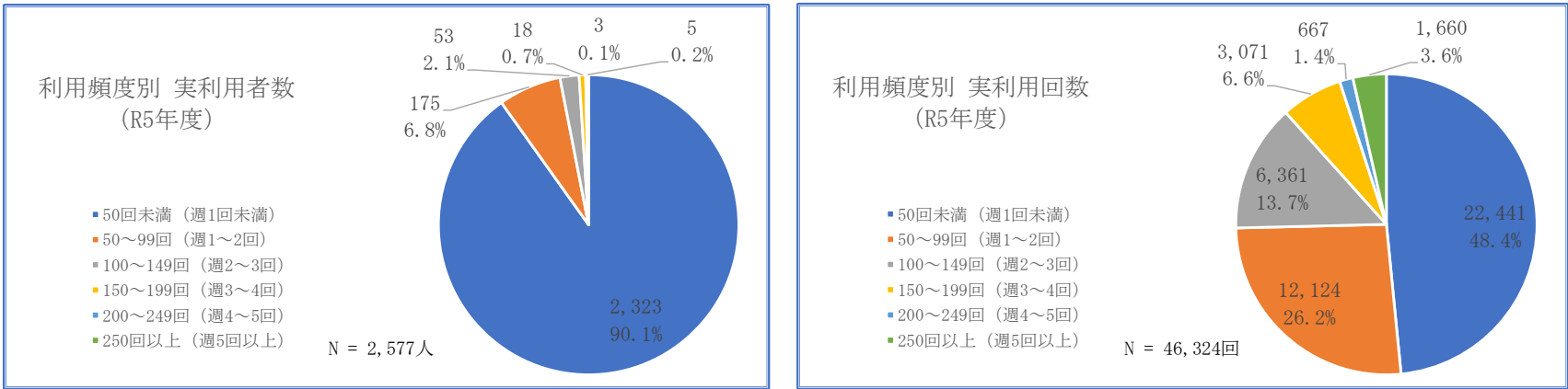


改 正 案	現 行																
(事業) 第 3 条 デマンド交通は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第 4 条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者が、<u>香芝市</u>の委託に基づき、旅客を運送する。 (利用対象者) 第 6 条 デマンド交通を利用することができる者は、次<u> </u>に掲げる者とする。ただし、小学生以下は、保護者同乗に限るものとする。 (1) <u>香芝市内</u>に在住する者 (2) その他市長が特に利用を認める者 別表（第 8 条関係） <table><tr><th>区分</th><th>運賃（1 人 1 乗車につき）</th></tr><tr><td>中学生以上</td><td>500円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>100円</td></tr><tr><td>小学生未満</td><td>無料</td></tr></table>	区分	運賃（1 人 1 乗車につき）	中学生以上	500円	小学生	100円	小学生未満	無料	(事業) 第 3 条 デマンド交通は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第 4 条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者が、<u>市</u>の委託に基づき、旅客を運送する。 (利用対象者) 第 6 条 デマンド交通を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、小学生以下は、保護者同乗に限るものとする。 (1) <u>市内</u>に在住する者 (2) その他市長が特に利用を認める者 別表（第 8 条関係） <table><tr><th>区分</th><th>運賃（1 人 1 乗車につき）</th></tr><tr><td>中学生以上</td><td>200円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>100円</td></tr><tr><td>小学生未満</td><td>無料</td></tr></table>	区分	運賃（1 人 1 乗車につき）	中学生以上	200円	小学生	100円	小学生未満	無料
区分	運賃（1 人 1 乗車につき）																
中学生以上	500円																
小学生	100円																
小学生未満	無料																
区分	運賃（1 人 1 乗車につき）																
中学生以上	200円																
小学生	100円																
小学生未満	無料																

【令和５年度 香芝市デマンド交通利用実績データグラフ】



【令和6年度 香芝市デマンド交通利用実績データグラフ】

